

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

19年度決算の集計等について(総合基金版)

～ 平成20年4月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成20年9月



三菱UFJ信託銀行

目次

1.	<u>19年度決算の集計</u>	…2頁
2.	<u>19年度決算対策</u>	…11頁
3.	<u>特別掛金の取扱い整理等</u>	…27頁
4.	<u>その他の動き</u>	…36頁
5.	<u>【ご参考】平成20年4月～9月の年金ニュース</u>	…41頁

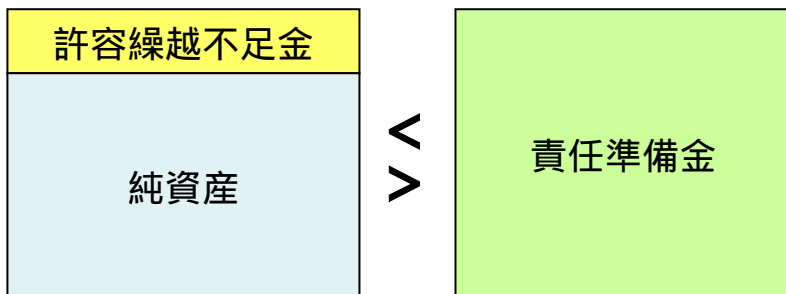
1. 19年度決算の集計



1 - 1 . 継続基準の積立水準

【継続基準の財政検証】

- ▶ 年金制度を継続する上で年金資産が計画どおりに積み立てられているかを検証するもの。
- ▶ 責任準備金という積立目標額に対し、時価資産(純資産)が充足しているかをチェックする。
- ▶ 充足していない場合は、翌年4月からの掛金を見直すことが必要。



「責任準備金の定義」

$$\text{責任準備金} = \text{最低責任準備金} + \text{数理債務} - \text{未償却過去勤務債務} + \text{資産評価調整控除額} - \text{資産評価調整加算額}$$

時価と数理的評価の差異の調整

最低責任準備金を下まわる場合は最低責任準備金

件数(割合)

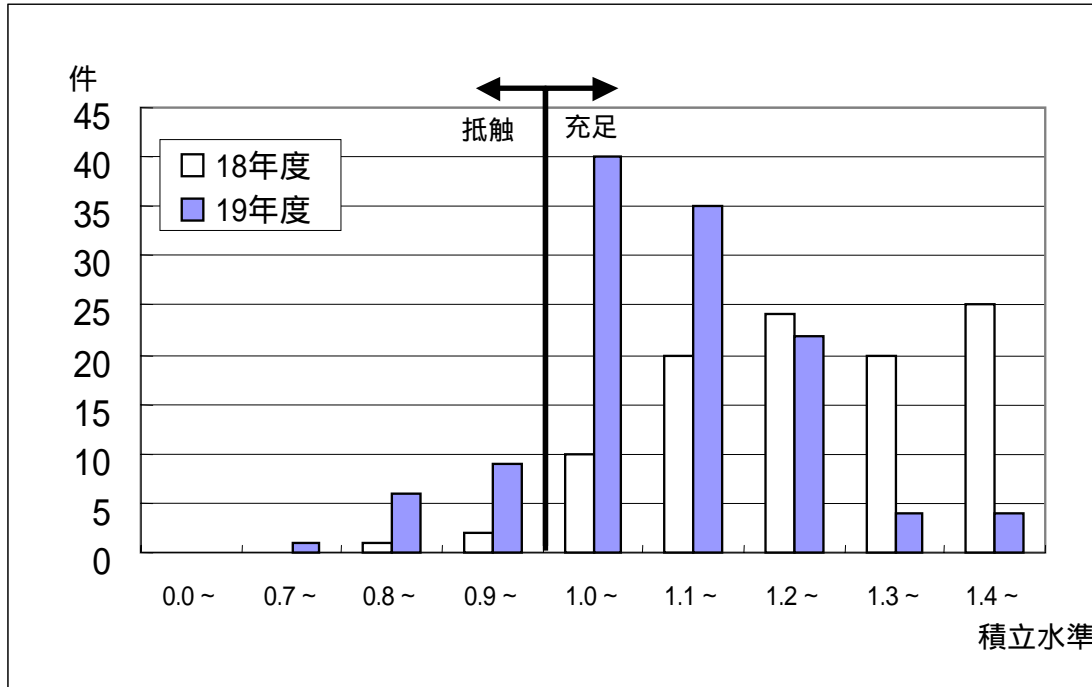
総合基金	充足	抵触	合計
19年度	97 (85.8%)	16 (14.2%)	113 (100.0%)
18年度	99 (97.1%)	3 (2.9%)	102 (100.0%)

(注) 弊社総幹事基金の集計。(平成19年度の基金数は平成20年9月時点で集計可能なもの、平成18年度は平成19年8月時点で集計可能であったものの集計。以下同様)

許容繰越不足金の定義や資産評価方法の変更を行った場合には、当該変更を織り込んでいます。

1 - 1 . 継続基準の積立水準

(純資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金



18年度平均積立水準 : 1.28

0.18

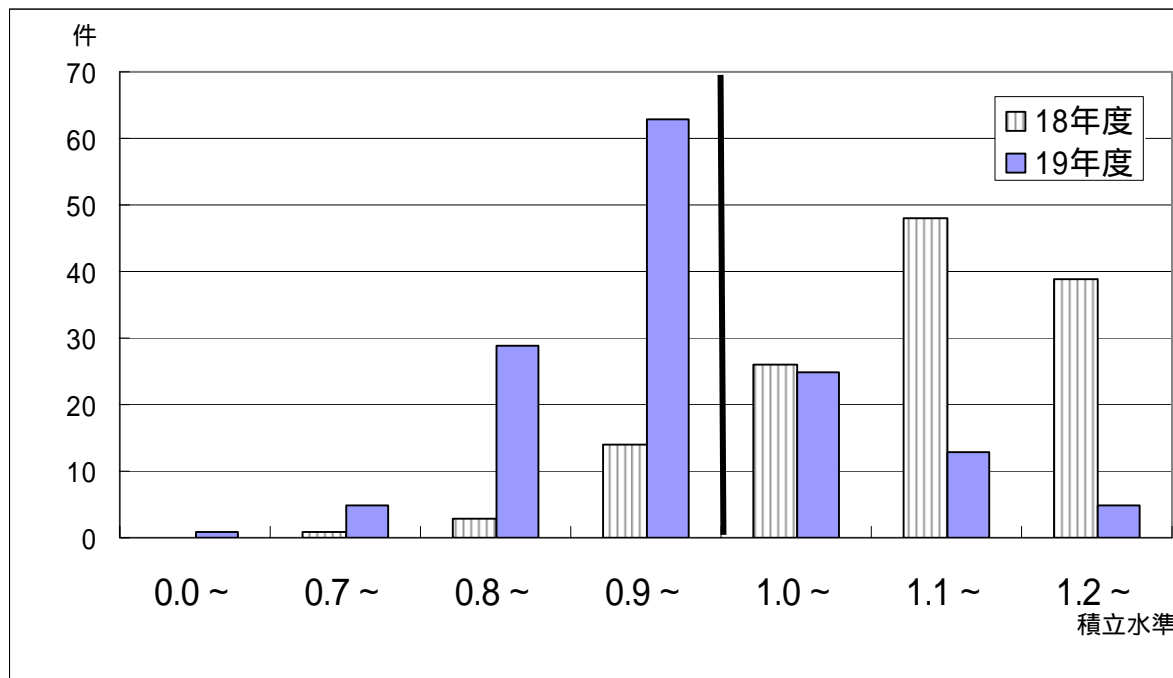
19年度平均積立水準 : 1.10

(対象先: 19年度113基金、18年度102基金)

- ▶ 掛金率の見直しが留保できるのは、当該指標が1.0以上の基金。
- ▶ 平成19年度は運用環境の悪化により前年度比平均積立水準は悪化した。

1 - 1 . 継続基準の積立水準

純資産額/責任準備金額



18年度平均積立水準: 1.12

0.17



19年度平均積立水準: 0.95

(対象先: 19年度113基金、18年度102基金)

- 本来的な継続基準の積立水準であり、許容繰越不足金というバッファをみない分、前頁より積立水準は低くなる。
- 許容繰越不足金の責任準備金に対する比率は平均15%となっている。(1.10 - 0.95 = 0.15)
- なお、19年度において別途積立金が発生している基金は、31基金/113基金となっている。

1 - 2. 「許容繰越不足金の算定方法の変更」と「資産評価方法の変更」

「許容繰越不足金の算定方法の変更」… 19年度決算で18基金が変更。

「資産評価方法の変更」… 19年度決算で13基金が変更。(全て数理的評価への変更)

上記、両方共に変更した基金は7基金。

許容繰越不足金の算定方法

	件数 (割合)	
	18年度	19年度
許容掛金率による方法	84 (74.3%)	72 (63.7%)
責任準備金の一定額	26 (22.0%)	38 (33.6%)
いずれか小さい方	3 (2.7%)	3 (2.7%)
合計	113 (100.0%)	113 (100.0%)

資産評価方法

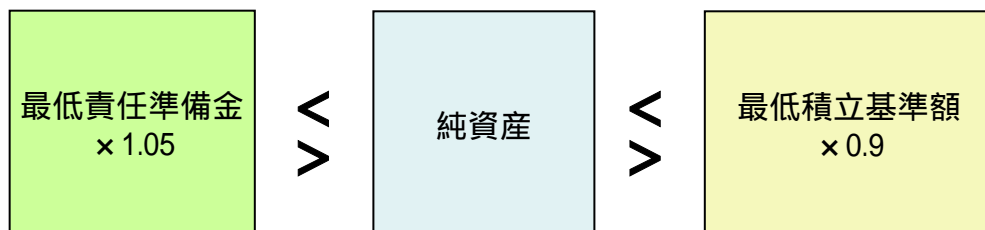
	件数 (割合)	
	18年度	19年度
時価評価	93 (82.3%)	80 (70.8%)
数理的評価	20 (17.7%)	33 (29.2%)
合計	113 (100.0%)	113 (100.0%)

左記の他に財政再計算等に伴い数理的評価の導入予定基金が4基金ある(既に対応が判明したもの)

1 - 3 . 非継続基準の積立水準

【非継続基準の財政検証】

- 年金制度を終了すると仮定した場合に、加入員及び受給権者に対し、過去の加入員期間に見合った給付を支給するために必要な年金資産が積み立てられているかを検証するもの。
- 最低積立基準額および最低責任準備金に対し、純資産が一定基準を充足しているかをチェックする。
- 充足していない場合は、回復計画を策定し、一定期間内に積立水準が回復するかを確認する。必要な積立水準まで回復しない場合は、特例掛金の拠出が必要となる。なお、平成24年3月までは経過措置として「最低積立基準額×0.9」、「回復計画期間10年」とされているが、平成25年3月末以降は、「最低積立基準額×1.0」、「回復計画期間7年」となる。

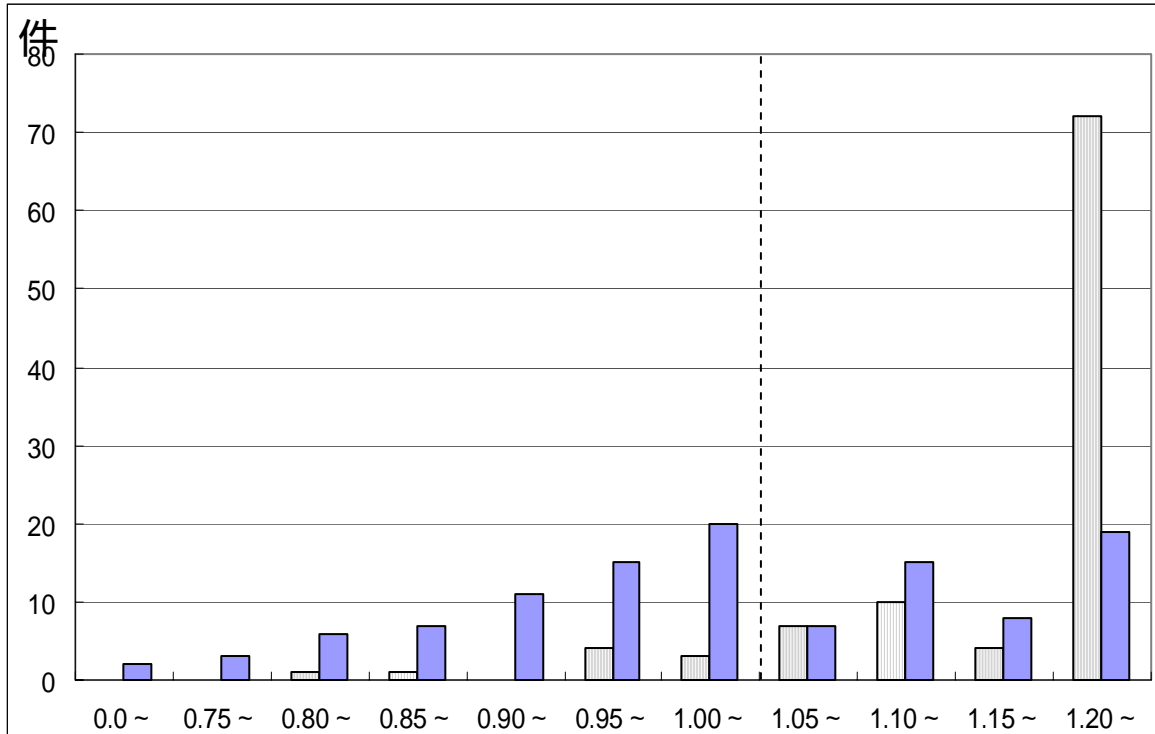


厚年基金	件数(割合)		
	充足	抵触	合計
19年度	34 (30.1%)	79 (69.9%)	113 (100.0%)
18年度	59 (57.8%)	43 (42.2%)	102 (100.0%)

平成19年度は、多くの基金が抵触するが、追加拠出が必要かどうかは回復計画に基づき判定する。

1 - 3 . 非継続基準の積立水準

純資産 / 最低責任準備金



18年度平均積立水準 : 1.29

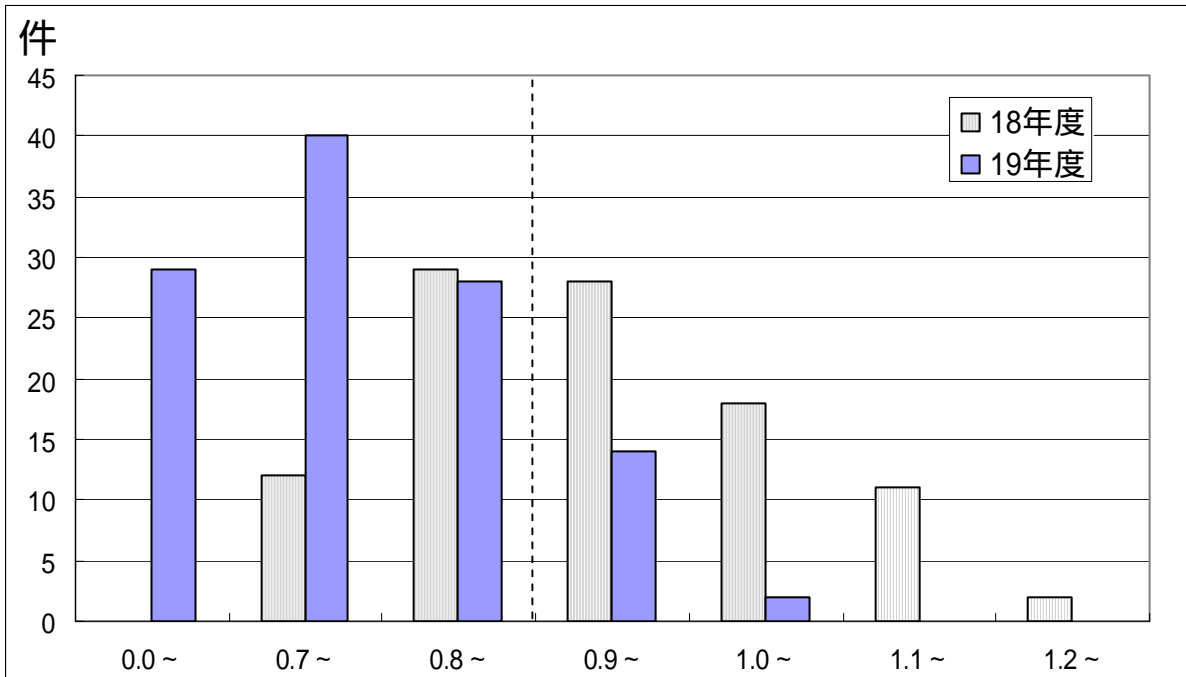
↓ 0.24

19年度平均積立水準 : 1.05

- 当該検証は、代行部分のみにかかる積立水準の検証といえる。
- 3事業年度連続して当該指標が0.9を下回る場合、指定基金の指定を受けることになる。

1 - 3 . 非継続基準の積立水準

純資産 / 最低積立基準額



18年度平均積立水準: 0.94

↓ 0.17

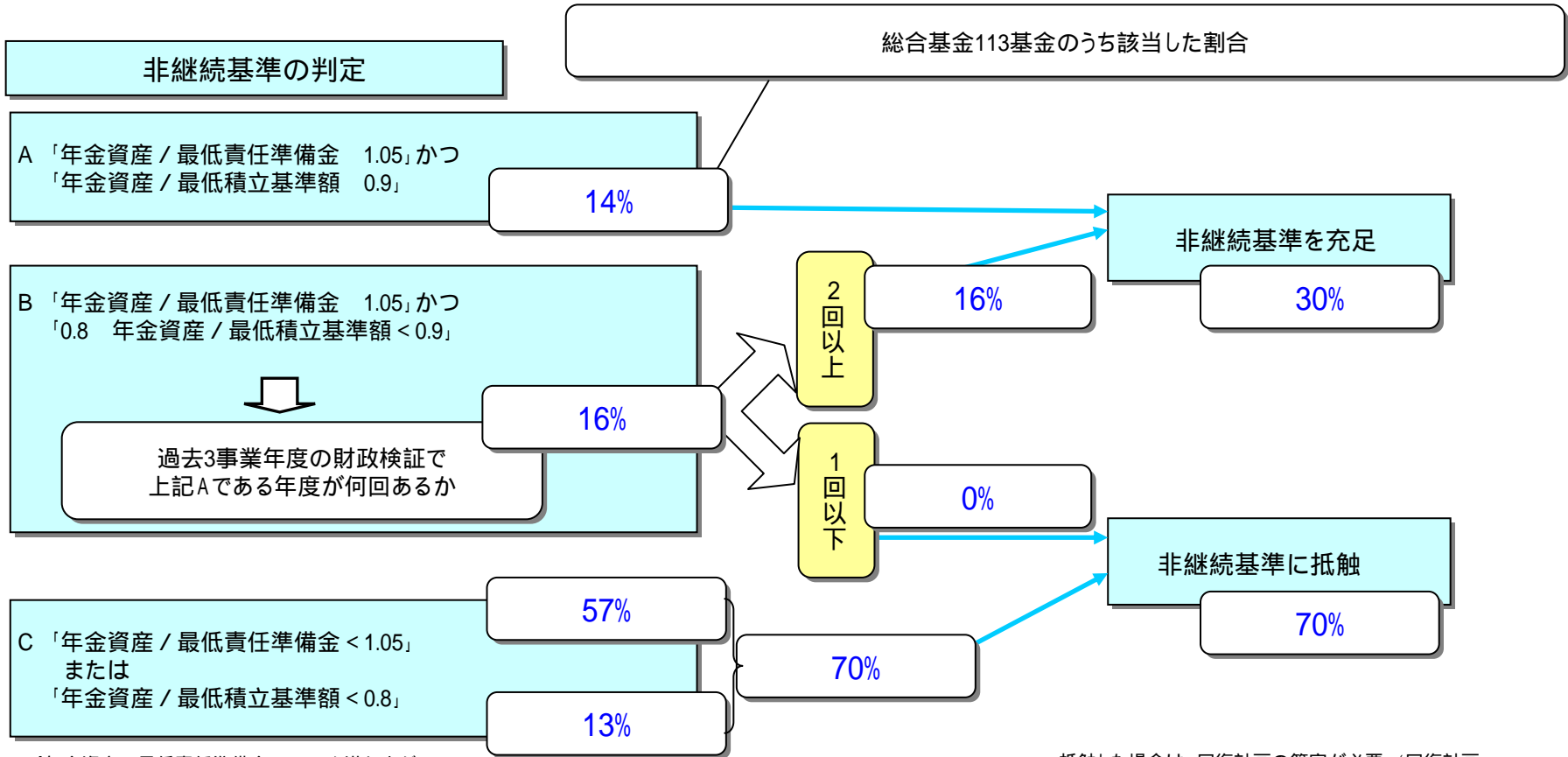
19年度平均積立水準: 0.77

➤ 制度全体の積立水準を検証するもの。

➤ 平成19年度は、基準の「0.9」を下回る基金の割合が増加した。なお、回復計画の策定は、当年度に(: 年金資産 / 最低責任準備金 × 1.05) かつ (: 年金資産 / 最低積立基準額率 が 0.8以上0.9未満) の場合、過去3事業年度において、 かつ を2回以上満たしていれば留保できる。

1 - 4 . 非継続基準の財政検証

➤ 非継続基準の財政検証は「純資産」で行うため抵触・非抵触には影響しないが、回復計画上の資産として「数理的評価」を用いる事が可能であり、その場合掛金追加を抑制する効果がある。



「年金資産 / 最低責任準備金 1.05」を満たすが、「年金資産 / 最低積立基準額 < 0.8」となっている基金

抵触した場合は、回復計画の策定が必要。(回復計画が自然回復となれば、追加拠出の必要はない)

2. 19年度決算対策

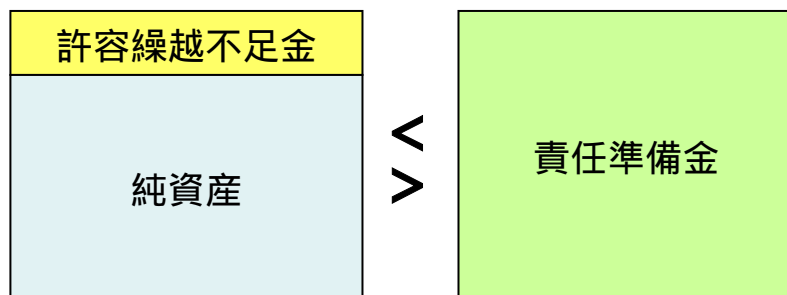
A thick red horizontal bar with a slight gradient and a shadow effect, spanning across the width of the slide below the title.

2 - 1 . 継続基準対策の一覧

項目	継続基準の 抵触を極力 回避する対策	継続基準抵触時 又は財政再計算時等 の特別掛金増加を 抑制する対策	今般の通知改正 又は事務連絡等で、 新たな解釈・確認が 示されたもの	平成19年度財政検 証、再計算等で当 項目を採用・ 変更した基金
許容繰越不足金 の算定方法				18基金
資産の評価方法				17基金
特別掛金の償却 年数				変更計算を行う基 金では多数が採用
特別掛金の段階 的引上げ				-
期中財政計算				(3基金)
特別掛金引上げ の1年猶予				-

- (注) 1. 弊社総幹事基金(113基金)のうち、既に対応が判明した基金(重複あり)。()内は予定先。
2. 上記対策の採用に際しては、年金財政の健全性が損なわれることのないように留意が必要

2 - 1 . 許容繰越不足金の算定方法



➤ 許容繰越不足金は、次の(ア)、(イ)、(ウ)から基金が選択する。

(ア) 標準給与総額 × 20年確定年金現価率 × 許容掛金率 ($\frac{7.7}{1000} \times \frac{100+}{110}$ 以下)

(イ) 責任準備金の一定率(時価基準の場合15%以下、数理的評価の場合10%以下)

(ウ) (ア)と(イ)の小さい方

➤ 原則として、予め定める必要がある。

➤ 平成20年6月20日付厚生労働省からの事務連絡あるいは個別確認で示された内容

許容繰越不足金の算定方法は、基金の判断で変更可能

決算に反映する場合、決算提出期限に間に合わせること

変更の際は、年金数理人が確認し所見を付すこと

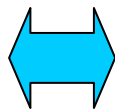
平成20年度以降もこの解釈で可

なお、許容繰越不足金の定義を変更する場合は、財政運営規定の変更が必要となる。

2 - 1 . 資産評価方法の変更

〈時価評価〉

時価資産	数理債務
未償却過去勤務債務	最低責任準備金
繰越不足金	



〈数理的評価〉

時価資産	数理債務
資産評価調整加算額	最低責任準備金
未償却過去勤務債務	
繰越不足金	

又は

数理的評価

	資産評価調整控除額
時価資産	数理債務
未償却過去勤務債務	最低責任準備金
繰越不足金	

➤ 資産の評価方法を変更する場合の取扱い(財政運営基準)

・次の事由に該当する場合を除き、一旦定めた資産評価の方法を継続して使用すること。また、資産評価の方法の決定及び変更は、年金数理人の助言を踏まえて行うこと。

基金が合併又は分割するとき

他の企業年金制度等との間で多額の資産の移受換を行うとき

運用の基本方針を大幅に変更するとき

前記 ~ の他、資産評価の方法を変更する合理的な理由があるとき

➤ 数理的評価に変更した場合の平滑化期間の取扱い(実務基準)

・数理的評価に変更した場合の平滑化期間は、原則として、変更した年度末の翌日以降の経過年数とし、評価方法の変更後の最初の財政検証時における数理的評価額は、時価そのものとなっている。

・ただし、年金数理人が基金財政の健全性について、長期的・継続的観点から助言を行い、基金が当該助言を踏まえて、基金財政の健全性確保について将来対応できると判断した場合は、「過去に遡って平滑化していたと見做した数理的評価額」に変更できる。

➤ 留意点

・許容繰越不足金の算定方法を責任準備金の一定割合としている場合

数理的評価を採用する場合、一定割合の上限が15%から10%になるため、財政運営規定の変更が必要になる。

2 - 1 . 資産評価方法の変更

➤ 平成20年6月20日付厚生労働省からの事務連絡および個別確認で示された内容

基金の判断で変更可能だが、変更にあたっては、財政運営基準の変更理由に該当することが必要。

平成19年度は「評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況又は運用環境の著しい変化があった場合」として、「資産評価方法を変更する合理的な理由がある」時に該当する。

過去に遡及して数理的評価を適用する場合、実務基準に該当すれば過去に遡及することは可能。

決算、回復計画、再計算のいずれのタイミングでの変更も可能。

決算に反映する場合、決算提出期限に間に合わせること。

変更に際しては、年金数理人が確認し所見を付すこと。

平成20年度以降もこの解釈で可。

(ご参考) 財政運営上の資産の評価方法の分布(企業年金連合会調べ)

		平成18年度財政検証	平成19年度財政検証
時価		515基金(83.6%)	381基金(75.9%)
数理的評価	時価移動平均方式	15基金(2.4%)	16基金(3.2%)
	収益差平滑化方式	82基金(13.3%)	104基金(20.7%)
	評価損益平滑化方式	なし	なし
どの評価方式を採用するか未定		4基金(0.6%)	1基金(0.2%)
計		616基金(100%)	502基金(100%)

(注) 1. 調査対象: 単独、連合、総合設立の厚生年金基金

2. 平成19年度の計数は、平成20年8月12日現在の速報値(回答率80.8%)

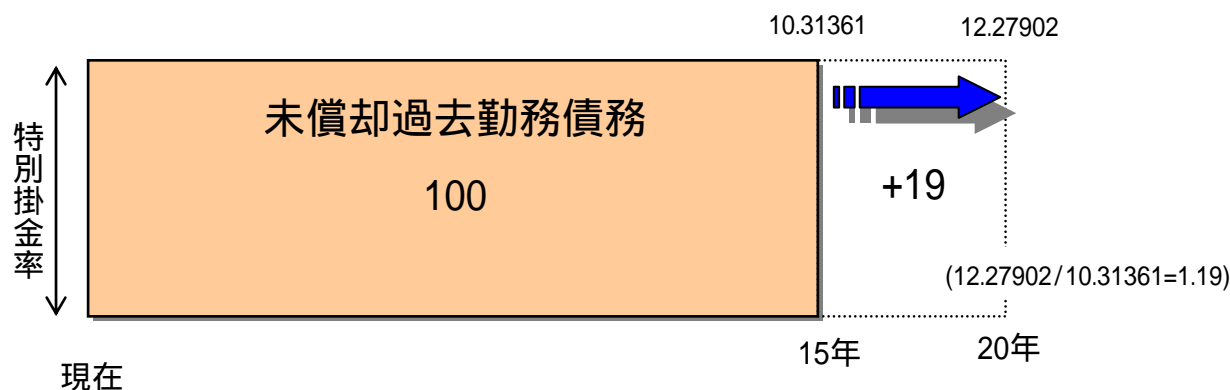
2 - 1 . 特別掛金の償却年数

▶ 特別掛金を見直す場合の償却年数の取扱い

原則として、残余償却年数とする。

特別掛金が増加する場合、償却年数を延長することにより増加幅を圧縮することは可能。

《例》特別掛金の償却期間を15年から20年に延長する場合



予定利率5.5%の場合

年	年金現価率	20年/n年
5	4.38772	2.79
6	5.13291	2.39
7	5.83925	2.10
8	6.50877	1.88
9	7.14338	1.71
10	7.74491	1.58
11	8.31508	1.47
12	8.85553	1.38
13	9.36780	1.31
14	9.85336	1.24
15	10.31361	1.19
16	10.74987	1.14
17	11.16339	1.09
18	11.55534	1.06
19	11.92686	1.02
20	12.27902	1

- ・未償却過去勤務債務100とすると、償却期間を15年から20年に延長することにより、約19の不足金解消が可能。
- ・未償却過去勤務債務が多いほど、加入員数減少に伴う財政決算時の特別掛金収入見込み減による差損がより多く発生することに留意が必要。

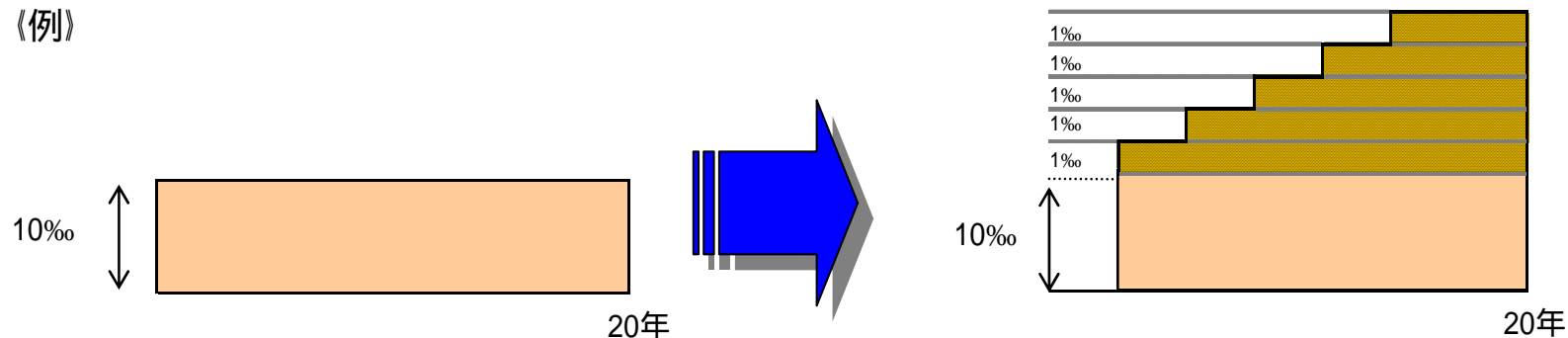
2 - 1 . 特別掛金の段階的引上げ

▶ 特別掛金の引上げ方法

残余償却年数にわたって、一律に引上げるのが原則

一定条件を満たせば段階的引上げが可能で、急激な掛金増を抑制することができる。

《例》



【留意点】

年金規約に掛金引上げの時期と掛金率を定めること。

5年以内で設定可能であり、定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくなりすぎない掛金率設定が必要。
初年度は、少なくとも必要掛金の1/5以上の引き上げが必要。

原則、選択一時金の休止が必要。

許容繰越不足金は、最初の掛金引上げ幅を基準に計算する。
許容繰越不足金は小さくなり、継続基準の財政検証に抵触しやすくなる。

後年度の掛金負担を逡増させる方法であり、償却期間を通じての掛金拠出総額は大きくなる。

2 - 1 . 期中財政計算

▶ 財政再計算等(計算基準日:3月末)に加えて、期中を計算基準日として財政計算を行う取扱い

(今般の事務連絡出状に際して厚生労働省に個別照会した結果、当該財政計算も可能と確認されたもの。)

財政再計算等(計算基準日:3月末)の結果を適用するのが原則。

3月末以降の資産の著しい変動があった場合等において、3月末日以降の一定日を計算基準日として財政計算を行い、当該計算結果を適用することも可能。

3月末以降の一定日における年金資産の運用利回りが予定利率を大幅に上回っていれば、当該一定日を計算基準日として財政計算を実施することにより、特別掛金の引上げ幅の圧縮又は引上げの回避ができる。

【留意点】

- ・当該一定日以降の運用利回りが低迷した場合には、当該年度末の財政検証に抵触する可能性がある点等に十分な留意が必要。

【平成20年3月末】

未償却過去勤務債務	数理債務
不足金	最低責任準備金
時価資産	

運用利回りが回復した場合

【平成20年X月末】

未償却過去勤務債務	数理債務
不足金	最低責任準備金
時価資産	

- ・平成20年3月末で財政計算を実施した場合、繰越不足金の解消が必要なため、特別掛金の引上げが必要。

- ・平成20年X月末で財政計算を実施し、その時点での繰越不足金が減少又は解消していれば、特別掛金の引上げ幅の圧縮又は引上げ回避が可能。

2 - 1 . 特別掛金引上げの1年適用猶予

▶ 平成21年4月からの掛金引上げを1年猶予する特例措置

(平成20年8月4日付年金局長通知「財政運営基準の一部改正」による特例的取扱い)

(1) 対象は次に該当し、平成21年4月からの特別掛金(又は特例掛金)の引上げが困難な基金

平成19年度財政検証に抵触し、特別掛金の引上げが必要な基金

平成19年度財政再計算や20%変動(平成21年3月30日まで)で、特別掛金の引上げが必要な基金

(2) 取扱いおよび条件

平成22年4月1日付の特別掛金(又は特例掛金)の引上げについて、平成21年4月1日までに掛金引上げにかかる規約変更を行なうこと

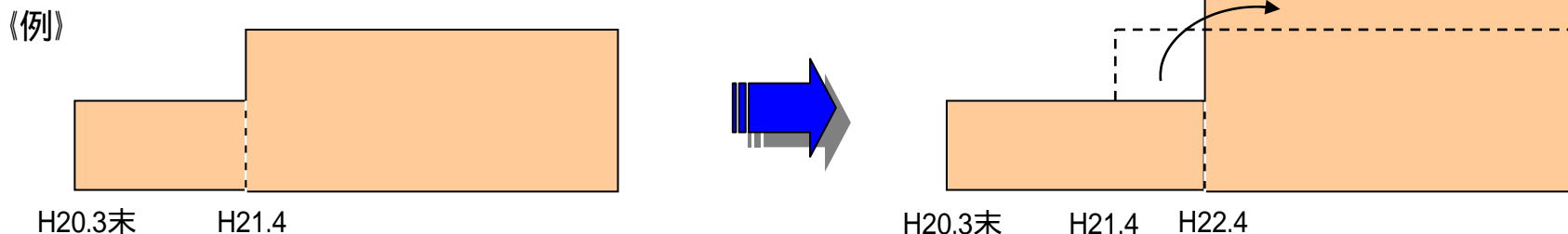
「資産 < 最低責任準備金 × 105%」の場合、「最低責任準備金 × 105%」までの回復計画に係る掛金は平成21年4月1日までに引上げること

【留意点】

今年度限りの特例措置

今年度の運用環境が好転した場合、平成21年3月末で財政計算を行い、平成22年4月1日付の規約変更を再度行なうことにより、特別掛金の引上げ幅の圧縮又は引上げ回避が可能。

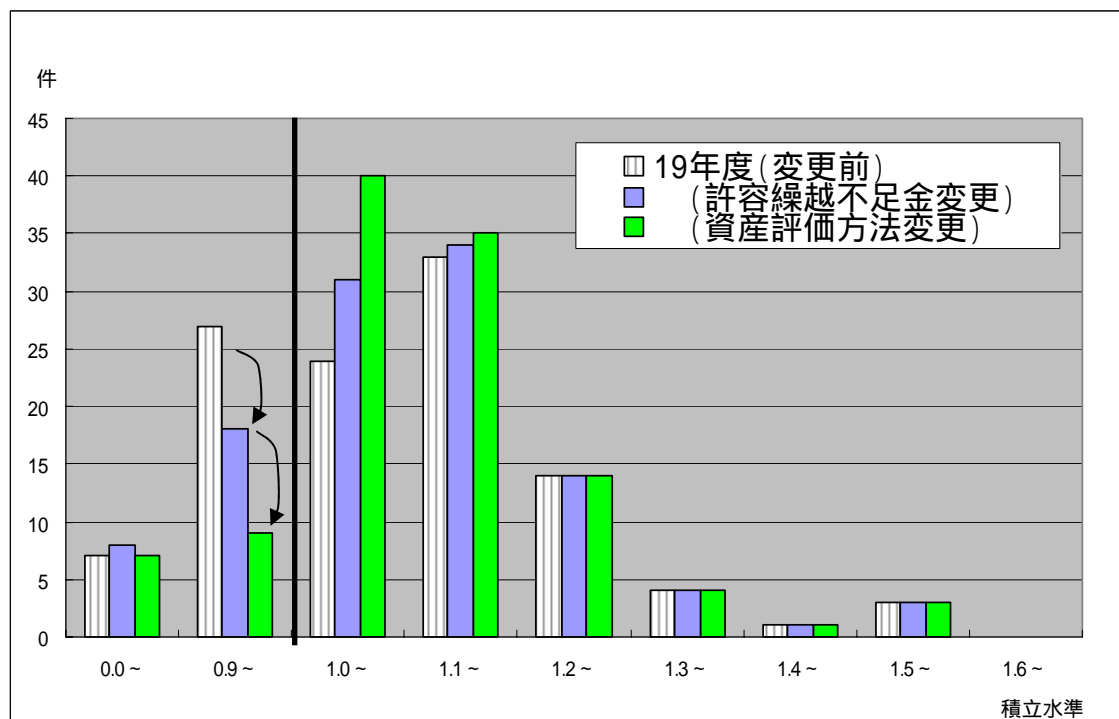
今年度の運用環境が好転しなければ、予定通り平成22年4月からの特別掛金の引上げが必要となる。



2 - 2 . 継続基準対策とその影響 (19年度決算)

- 「許容繰越不足金の算定方法の変更」の影響・・・変更した18基金のうち「許容繰越不足金の算定方法の変更」により継続基準を充足した基金は9基金。
- 「資産評価方法の変更」の影響・・・数理的評価へ変更することにより継続基準の積立水準が改善。

$(\text{純資産額} + \text{許容繰越不足金}) / \text{責任準備金}$



《変更先の継続基準の積み立て水準(平均)》

継続基準	変更前	変更後
許容繰越不足金変更	0.99	1.04
資産評価方法変更	0.94	1.00

上記、の両方を変更した先は に分類して集計

《各対策による抵触・充足の状況》

継続基準	抵触	充足
19年度 (変更前)	34 (30.1%)	79 (69.9%)
許容繰越不足金変更	25 (22.1%)	88 (77.9%)
資産評価方法変更	16 (14.2%)	97 (85.8%)

2 - 3 . 非継続基準対策の一覧

項目	非継続基準の抵触を極力回避する対策	非継続基準抵触に伴う特例掛金の拠出・引上げを抑制する対策	今般の通知改正又は事務連絡等で、新たな解釈・確認が示されたもの
最低積立基準額算定時の予定利率			
回復計画策定時の最低積立基準額の予定利率			
回復計画策定時の最低責任準備金の付利率			
回復計画策定時の年金資産の運用利回り			
回復計画策定時の年金資産の取扱い			
特例掛金の段階的引上げ			
特例掛金引上げの1年適用猶予			

(注) 1. 項目 については、継続基準対策の で記載。

2. 上記対策の採用に際しては、年金財政の健全性が損なわれることのないように留意が必要。

2 - 3 . 最低積立基準額算定時の予定利率

- 最低積立基準額の算定に使用する予定利率は、30年国債の直近5年平均利回りに基づき厚生労働省告示により示される。
- 弾力化措置として、上記値に0.8～1.2の数を乗じた率を予定利率とすることが可能。

【留意点】

- ・標準的な値(30年国債の直近5年平均)に「1.2」等乗じて標準値よりも大きな予定利率を使用することにより最低積立基準額は相対的に小さくなるため、非継続基準の財政検証に抵触しにくくなる。

2 - 3 . 回復計画策定上の最低積立基準額の予定利率

- 回復計画策定上の最低積立基準額の算定に使用する予定利率は、次のうち最も大きい率を上回らないこととされている。

直前の財政検証で用いた予定利率

財政検証を行った事業年度の翌事業年度の財政検証で用いる予定利率

企業年金連合会における通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率

【留意点】

- ・使用する予定利率が大きいほど最低積立基準額は小さくなるため、上記選択肢のうち大きい率を使用すれば、回復計画上の最低積立基準額の予測値は小さくなり、積立水準の回復時期は早くなる。

2 - 3 . 回復計画策定上の最低責任準備金の付利率

- 回復計画策定上の最低責任準備金の予測に使用する利率は、次の かのいずれか小さい率を下回らないこととされている。

今般、以下の が、平成20年8月4日付年金局長通知「財政運営基準の一部改正」により変更された。

【改正前】利用可能な厚生年金本体の直近の運用実績

【改正後】利用可能な厚生年金本体の直近過去3年の運用実績の平均

ただし、当該平均値がゼロを下回る場合は、当該実績値に基づき合理的に見込まれる率
 厚年本体の財政上の利回りの前提(平成21年:2.51%、平成22年3.00%、平成23年以降:3.20%)

〈厚生年金本体の運用実績〉

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度実績	2.73%	6.82%	3.10%	3.54%(注)
過去3年平均			4.22%	2.13%

(注)・社会保険庁が公表した厚生年金本体の運用実績値。
 ・最低責任準備金の付利に使用する利率は、12月頃に告示の予定。

〈回復計画策定上の最低責任準備金の付利率〉

	平成20年1月～12月	平成21年1月～12月	平成22年1月～12月	平成23年以降
付利率 (過去3年平均)	3.10%	3.54%(注)	2.13%	2.13%
付利率 (厚年本体の前提)	(告示の値)	(告示の値)	3.00%	3.20%

【留意点】

- ・上表は、平成21年に適用する付利率(例年12月に告示される。)が 3.54%であったものとして作成。
- ・上表のとおり、今年度に回復計画を作成する場合は、 の前提(過去3年平均)を使用した方が、最低責任準備金の予測値は小さくなる。

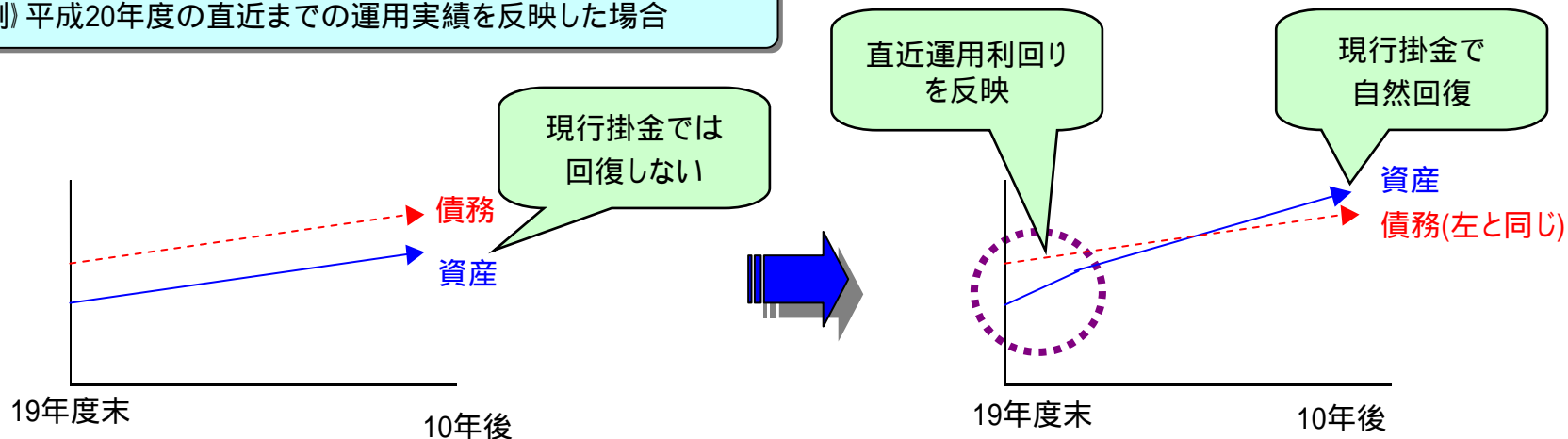
2 - 3 . 回復計画策定上の年金資産の運用利回り

➤ 回復計画策定上の年金資産の予測に使用する運用利回り

財政検証の基準日の翌事業年度以降は、財政計算で用いた予定利率を上回らない率に基づき、将来の年金資産を予測するのが原則。

財政検証の基準日の翌事業年度については、回復計画を策定する直近時点までの運用利回りの実績を反映することができる。

〈例〉平成20年度の直近までの運用実績を反映した場合



【留意点】

・回復計画策定時(通常12月頃)の運用環境が、前事業年度末より好転している場合は有効。

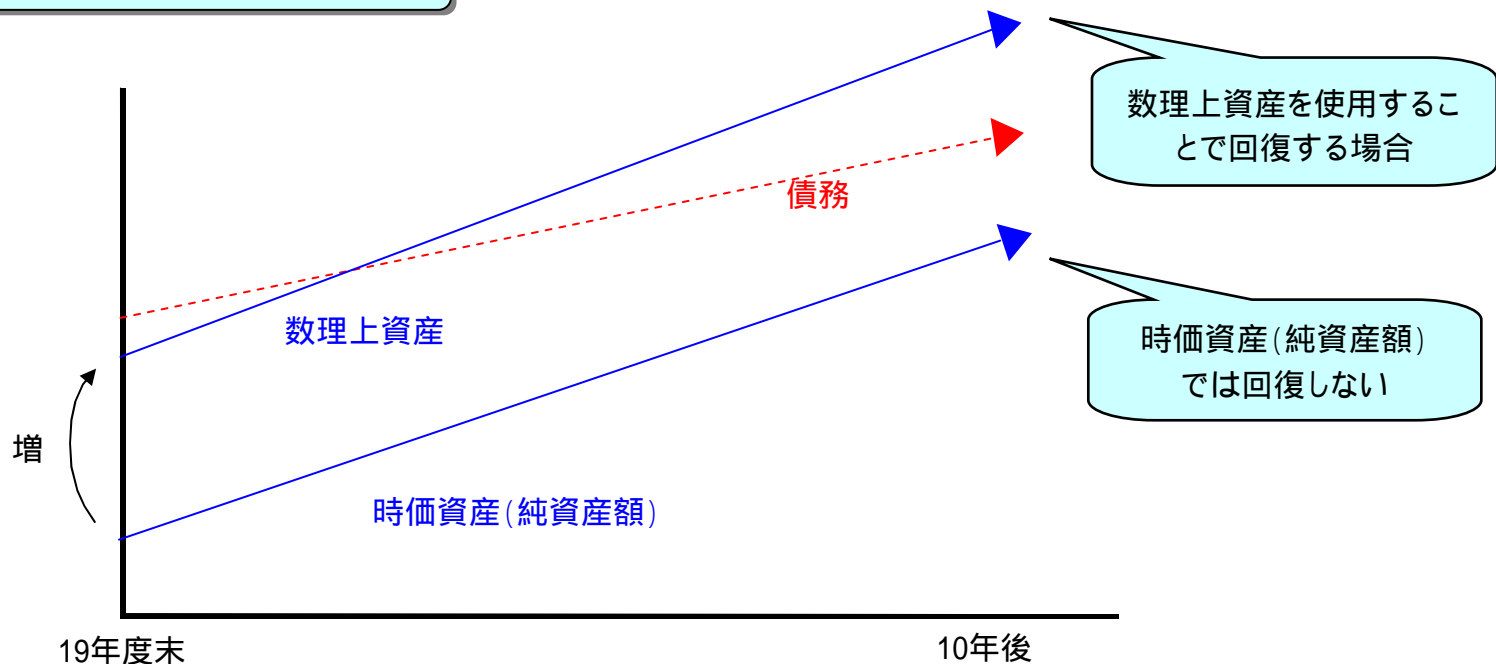
回復計画策定時の運用環境を予想することは難しく、決算代議員会等の時点では、別の対応策も検討しておくことも必要。

2 - 3 . 回復計画策定上の年金資産の取扱い

➤ 回復計画開始上の年金資産の取扱い

継続基準の財政検証で時価を用いている場合、回復計画開始時の年金資産についても時価資産を用いる。
継続基準の財政検証で数理的評価を用いている場合、回復計画開始時の年金資産について、数理上資産額を用いることもできる。

《例》数理上資産額の反映



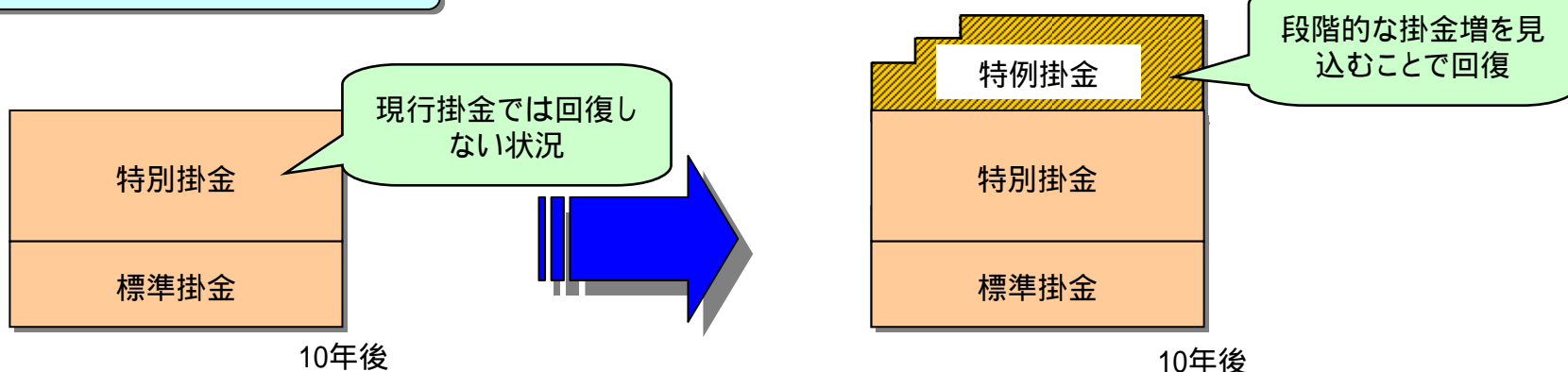
2 - 3 . 特例掛金の段階的引上げ

▶ 積立水準回復に必要な特例掛金の引上げ方法

必要な特例掛金は、1回で引上げるのが原則

一定条件を満たせば段階的引上げが可能で、急激な負担増を抑制することができる。

《例》特例掛金の段階的引上げ



【留意点】

原則として、選択一時金の休止が必要。

後年度になるほど掛金の引上げ幅を大きく見込むことは不可。

特例掛金は、継続基準の財政検証に反映されない。

3. 特別掛金の取扱い/整理等

【変更通知等】

・厚生年金基金規則

・厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

(平成20年9月11日年企発第0911002号)

・「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」の一部改正について

(平成20年9月11日年発第0911003号)

・「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正について

(平成20年9月11日年発第0911002号)

・「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」の一部改正について

(平成20年9月11日年発第0911004号)

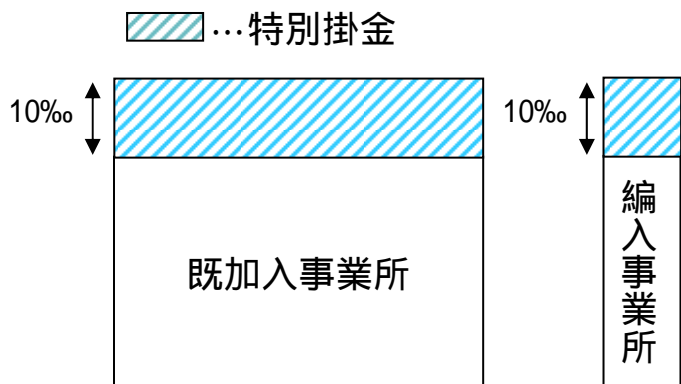
3 - 1 . 特別掛金算定の取扱い整理

- 既存の過去勤務債務を既存の加入事業所のみで負担することが可能とされた
編入事業所については未償却過去勤務債務が無い場合、当初の特別掛金は“0”

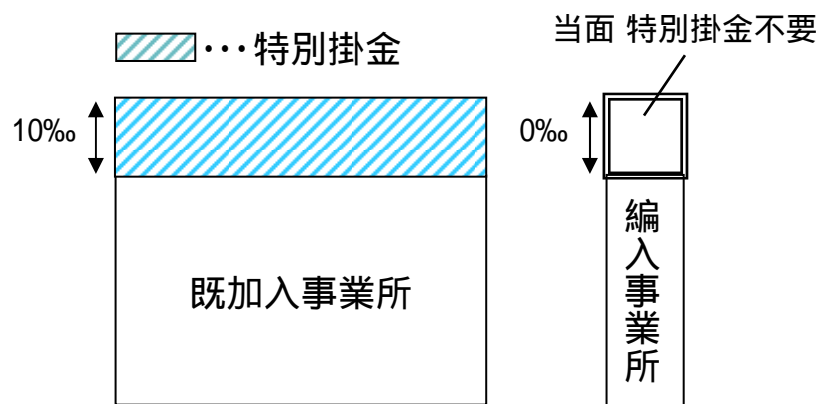
編入時

- ✓ 以下の2つの取扱いが可能
 - 全事業所共通の特別掛金率を適用
 - 既存の過去勤務債務は既加入事業所で負担し、編入事業所は編入後に発生する不足のみ負担する
(当初の特別掛金は“0”)

(全事業所統一掛金)



(事業所ごとの掛金設定)



3 - 1 . 今後可能となる特別掛金設定

▶ 特別掛金ごと(事業所ごと)に償却期間を別々とする事は出来ず、統一する必要がある

例

	既存の加入事業所	H20年度編入事業所	H21年度編入事業所	H22年度編入事業所
既に発生した特別掛金率	10‰ (償却15年)	不要	不要	不要
H21/4追加分(再計算)	+ 2‰ (償却14年)	+ 2‰ (償却14年)	不要	不要
H22/4追加分(変更計算)	+ 1‰ (償却13年)	+ 1‰ (償却13年)	+ 1‰ (償却13年)	不要
H22/4以降(合計)	13‰ (償却13年)	3‰ (償却13年)	1‰ (償却13年)	不要

10‰(15年)

2‰(14年)

1‰(13年)

既存加入事業所と編入事業所で、特別掛金率は異なっても償却終了時期は統一しなければならない

(償却期間は法令で定める範囲内で延長することが可能)

留意点

- ✓ 再計算までの5年間に財政検証抵触等による財政計算がないとした場合に、当該5年間に編入した事業所は、編入時期が異なっても特別掛金率は共通となる(事業年度ごとの剰余・不足は加味されない)
- ✓ 過去の掛金拠出による別途積立金が、次回再計算時に編入事業所の掛金増加抑制に使われてしまう(マイナスの特別掛金率という概念はない)

3 - 1 . 今後可能となる特別掛金設定

▶事業所ごとの掛金設定を行う場合、財政計算時の取扱いに留意が必要

留意点

- ✓ 掛金徴収の実務を十分考慮すべきであり、編入時期ごとに特別掛金を区分するのではなく既加入事業所群と今後の編入事業所群の2区分にまとめる等の工夫の検討が必要
- ✓ 適用に当たっては、任意規程の見直しや事業所分割による新規事業所の取扱い(分割設立事業所は分割前の特別掛金率とする)等の検討が必要
- ✓ 事業所ごとに資産を分割管理しないため、加入員数や総給与の増減に伴う過不足等が制度全体で把握される
- ✓ 新規加入者だけの加入事業所を作った会社については、未償却過去勤務債務が“0”ならば当初の特別掛金が0となる
- ✓ 既加入事業所と新規加入事業所とで、新規加入員分として徴収する特別掛金率に差がある
- ✓ 特別掛金率が異なる事業所が合併した場合にどちらの掛金率を適用すべきか整理が必要
- ✓ 企業会計上、複数事業主制度の例外処理の適用について、会計士に確認することが望ましい

事業所ごとの特別掛金の設定、全事業所共通の掛金設定等のメリット・留意点を把握して、基金における対応を決定することが望ましい

3 - 2 . 給付区分特例

以下、の要件をともに満たす場合に、規約に定めることにより当該区分ごとに資産を管理することが可能。

制度共通の給付区分をもち、当該共通部分で + 10%以上の給付水準を充足
その上乗せ給付として、給付設計の異なる給付区分(または一部の加入者に対してのみ上乗せ給付)がある

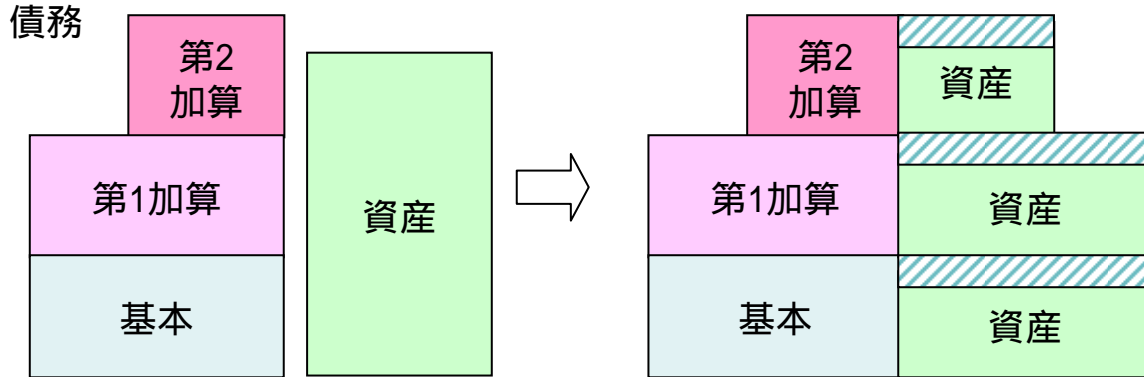
したがって、別途積立金、繰越不足金の管理、把握は給付区分ごとに行うことになる。
対象は、総合基金の第二加算や共通給付のあるグループ連合年金が考えられる。
なお、本特例を適用する場合、速やかに規約変更を行うこと。

3 - 2 . 給付区分特例

原則的取扱い

制度はあくまで1つ

…積立不足

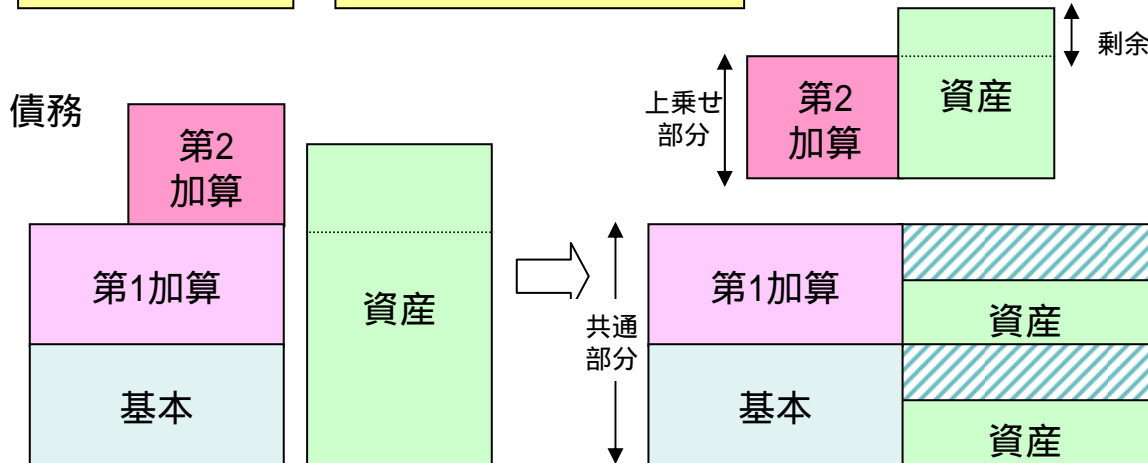


各給付区分の資産は、制度全体の資産について区分ごとの数理債務等の比を基準として算定
別途積立金、繰越不足金は制度全体で把握

特例的取扱い

制度があたかも2つ

…積立不足



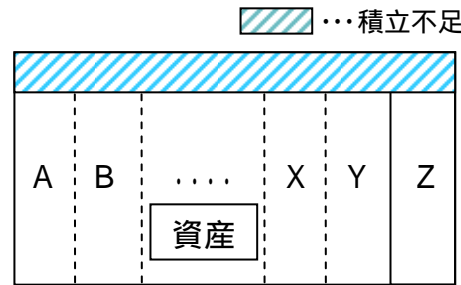
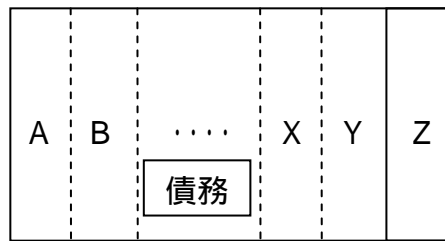
各給付区分の資産は分別して管理
給付区分ごとに別途積立金、繰越不足金を把握

3 - 3 . 編入特例

- 過去期間を通算して編入する場合、規約に定めることで、数理債務を超える持込資産を当該編入事業所の剰余（「承継事業所償却積立金」）として取扱うことが可能（給付区分特例と異なり共通給付は不要）

原則的取扱い

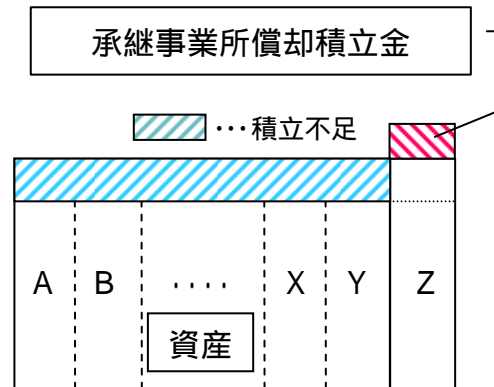
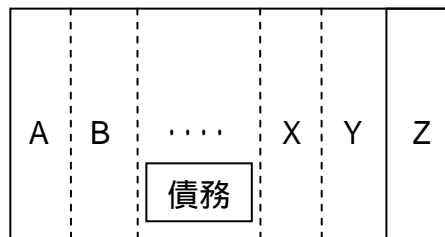
特別掛金の取扱いは共通



未償却過去勤務債務を制度全体で償却。
別途積立金も制度全体で償却。
編入時期や持込資産の多寡によらず
特別掛金の適用は制度全体で共通。

特例的取扱い

特別掛金の取扱いは事業所単位



事業所編入時に過去期間を通算する場合にあっては、過去期間に係わる剰余・不足を当該事業所のものとする。編入計算時の剰余（受換資産 - 数理債務）は当該事業所の積立金（承継事業所償却積立金）とする。

3 - 3 . 編入特例

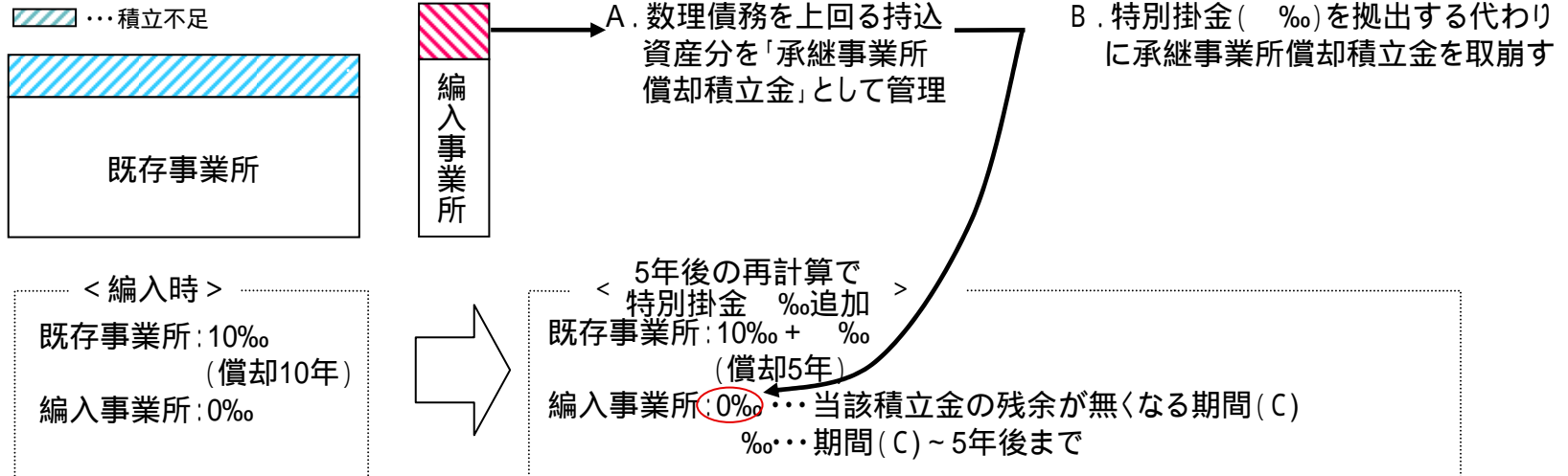
編入時

- ✓ 事業所ごとに編入時の積立状況に応じた過去勤務債務を把握し、事業所ごとの特別掛金率とすることが可能。当該先発債務について償却方法は制度で統一する必要があるが、償却期間は事業所ごとに設定可能(実務上は統一する方が容易)。
- ✓ 数理債務を上回る持込資産分は「承継事業所償却積立金」の勘定科目で管理。

特例を用いない取扱いとの差異は「承継事業所償却積立金」の有無のみ

再計算時

- ✓ 再計算等で過去勤務債務が発生した場合、当該編入事業所の特別掛金は過去勤務債務と「承継事業所償却積立金」とを相殺。
- ✓ 先発債務と後発債務を区分して特別掛金を設定することが可能。



3 - 4 . 資産分割方法の整理

- ▶ 総合基金を含む全ての複数事業所制度は、積立金の分割方法についての規約の追加が必要。

制度分割、権利義務移転承継(事業所単位)の場合の資産分割は、給付現価、数理債務、責任準備金、最低積立基準額のいずれかの比により按分する(各債務比による受給権者先取りも可)こととなる。

【留意点】

- 制度としての連帯性の観点から、債務按分に基づいて分割資産額を計算すべきとされ、要支給額比や債務額そのものを分割資産額とすることは今後認められなくなる。
- 権利義務の移転承継や分割の場合を想定した内容を規約に予め記載することになる。
- 他の事項に関する規約変更がある場合には併せて速やかに規約変更すること。

4. その他の動き

- 4 - 1. 最低責任準備金の適用利率**
- 4 - 2. 厚生年金特例法に係る厚年基金宛情報提供**
- 4 - 3. 特別法人税の凍結延長(平成23年3月末まで)**
- 4 - 4. 今後改正される事項(予定)**

4 - 1 . 最低責任準備金の適用利率

➤平成21年1月～12月の最低責任準備金の付利率は 3.54% の見込み

社会保険庁の『厚生年金・国民年金の平成19年度収支決算の概要』の中で、平成19年度の厚生年金保険における年金積立金の運用実績が 3.54% と公表された。

(注) 最低責任準備金の算定にかかる利率は、今後の厚生労働省告示により最終確定しますので現時点でのお取扱いには十分ご注意ください。

http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/2008/h0808_07.pdf

(ご参考) 最低責任準備金の付利率の推移

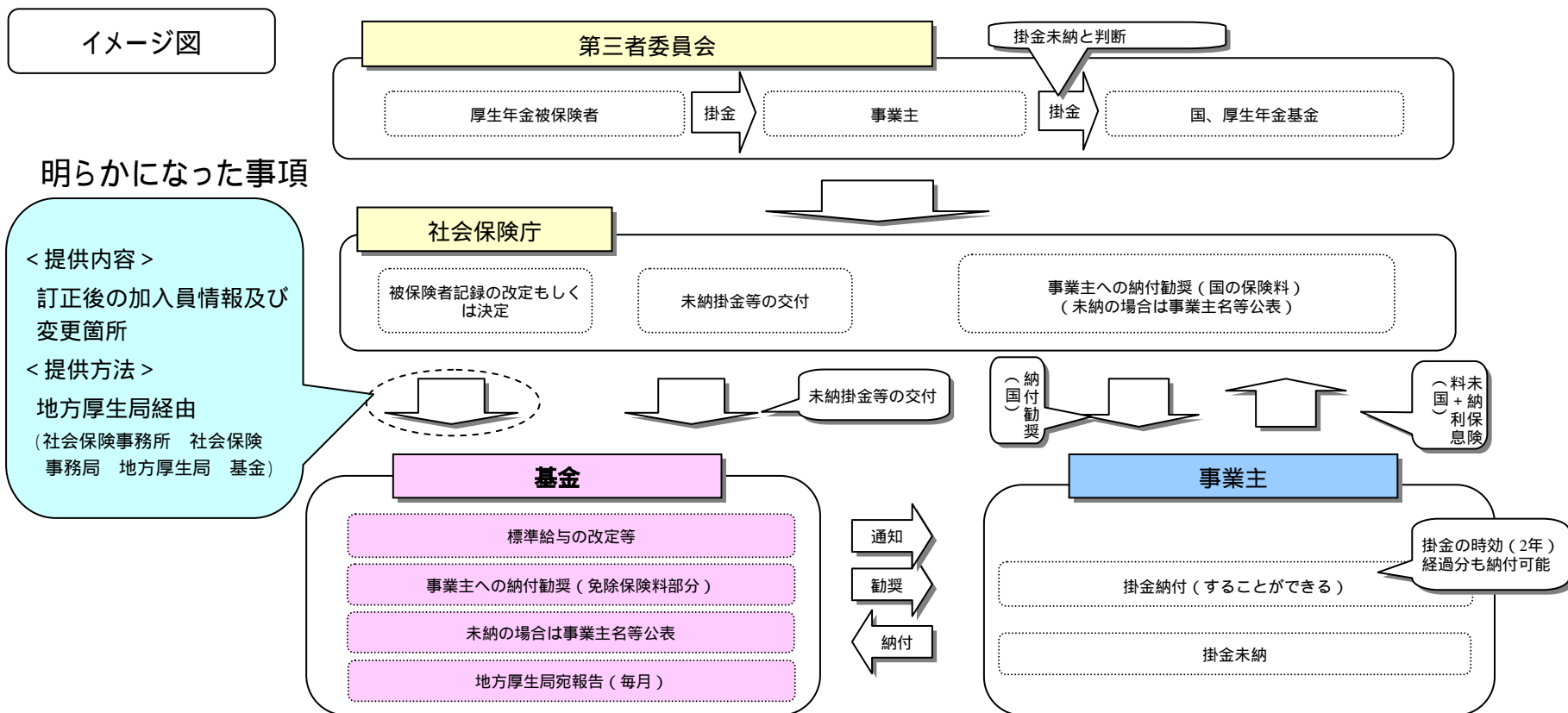
適用期間	適用利率
平成16年1月～12月	0.21%
平成17年1月～12月	4.91%
平成18年1月～12月	2.73%
平成19年1月～12月	6.82%
平成20年1月～12月	3.10%

4 - 2 . 厚生年金特例法に係る厚年基金宛情報提供

▶ 厚生年金特例法に係る社会保険庁からの提供情報の内容・提供方法が明らかになった。

連絡事務「厚生年金特例法に基づく社会保険庁からの情報提供の事務の取扱いについて」(平成20年5月30日)

厚生年金特例法に係る記録訂正等の流れ(以下の ~)のうち、社会保険庁からの提供情報の内容・提供方法(以下の の部分)が明らかになった。



4 - 3 . 特別法人税の凍結延長 (平成23年3月末まで)

➤ 平成20年4月1日に遡って、特別法人税の課税停止措置が**3年間延長**

凍結期間:平成20年4月～平成23年3月

「所得税法等の一部を改正する法律」による相続特別措置法第68条の4の改正 (平成20年4月30日付)

特別法人税とは…

- ・企業年金(確定給付企業年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金
- ・税率は1.173% < 国税1%、地方税0.173%(標準税率) >

非課税となっている企業拠出部分及び運用益部分について、他の投資形態に対する課税とのバランス及び企業内における退職引当金に係る課税とのバランス等に着目し、従業員の所得としての課税は年金受給時に行うことによる、その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するもの。

<ご参考> 過去の改正

平成11年度税制改正…特別法人税の課税停止(2年間の時限措置)(平成11年4月～平成13年3月)

平成13年度税制改正…特別法人税の課税停止の2年間延長(平成13年4月～平成15年3月)

平成15年度税制改正…特別法人税の課税停止の2年間延長(平成15年4月～平成17年3月)

平成17年度税制改正…特別法人税の課税停止の3年間延長(平成17年4月～平成20年3月)

4 - 4 . 今後改正される事項(予定)

遺族・障害給付金の弾力化 【意見募集済:厚年基金、DB】

事業所減少の手続きの合理化 【意見募集済:厚年基金、DB】

規約変更時の緩和措置等 【意見募集済:DB、DC】

記録訂正・記録突合の実施要領の出状 【事務連絡:厚年基金】

5. **【ご参考】平成20年4月～9月の年金ニュース**



平成20年4月～6月の年金ニュース

	法改正等	その他
平成20年4月		<ul style="list-style-type: none"> 企業年金における住所管理について(省令・通知改正) 【DB、厚年】(No.99)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 特別法人税の凍結延長(平成23年3月末まで) 【厚年、DB、DC】(No.100) 最低責任準備金の付利率は負値(マイナス)の見込み(平成20年1月～) 【厚年】(No.102) 	<ul style="list-style-type: none"> 年金制度管理および退職給付債務計算業務に関する外部監査の完了について 【厚年、DB】(No.101)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金特例法に係る厚年基金宛情報提供についての事務連絡発出 【厚年】(No.103) 遺族・障害給付の設計に係る緩和措置についての意見募集開始 【厚年、DB】(No.104) 岩手・宮城内陸地震に伴う措置についての通知出状 【厚年】(No.105) 事業所減少の手続きの合理化にかかる意見募集開始 【厚年、DB】(No.106) 	

平成20年6月～7月の年金ニュース

	法改正等	その他
平成20年6月	<ul style="list-style-type: none"> • 数理的評価の遡及適用等が可能に【厚年、DB】(No.107) • 数理的評価の遡及適用等が可能に続報【厚年、DB】(No.108) • 許容繰越不足金の算定方法変更に係る取扱い【DB】(No.109) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> • 数理的評価の遡及適用等が可能に(事務連絡出状)【厚年、DB】(No.111) • 掛金引上げ1年猶予パブコメ【DB、厚年】(No.113) • 資産評価方法の変更等について(まとめ)【DB、厚年】(No.114) • 給付区分毎の財政運営の特例、事業所編入時の特例等(意見募集開始)【DB、厚年】(No.116) 	<ul style="list-style-type: none"> • DB年金の平成19年度(H20.3末)決算の積立状況等【DB】(No.110) • 通知『厚生年金基金の年金の実態調査について(依頼)』の発出について【DB、厚年】(No.112) • 厚年基金の平成19年度(H20.3末)決算の積立状況等～速報～【厚年】(No.115) • 退職給付会計の割引率の基準が期末における利回りに改正【DB、厚年等】(No.117)

平成20年8月～9月の年金ニュース

	法改正等	その他
平成20年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・規約変更時の緩和措置等に係る意見募集開始 【DB、DC】(No.118) ・掛金引上げ1年猶予の弾力化措置等(厚年基金対象、通知改正) 【厚年】(No.119) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚年基金の平成19年度(H20.3末)決算の積立状況等～全体版～ 【厚年】(No.120) ・厚生年金保険における平成19年度の運用実績について 【厚年】(No.121)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金の取扱い整理・給付区分特例・編入特例等 【DB、厚年】(No.123) ・資産分割に係る規約変更についての確認事項 【DB、厚年】(No.124) 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録突合に係るファイルフォーマットについて(企年連 事務連絡) 【厚年】(No.122)

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6250-3360
(受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土日・祝日除く))